

教育委員会議事録

(公開部分)

令和5年5月臨時会

海老名市教育委員会

教育委員会議事録
(令和5年5月臨時会)

- 1 日 付 令和5年5月15日(月)
- 2 場 所 えびなこどもセンター301会議室
- 3 出席委員 教育長 伊藤 文康 教育委員 平井 照江
教育委員 濱田 望 教育委員 武井 哲也
教育委員 海野 望
- 4 出席職員 理事(教育担当) 小宮 洋子 教育部長 中込 明宏
教育部次長 江下 裕隆 教育部参事兼教育総務課長 西海 幸弘
教育部専任参事兼教育支援課長兼指導主事 麻生 仁 教育支援課副主任兼指導主事 日野 玄隆
- 5 書 記 教育総務課主査 郷原 貴子 教育総務課主事 湯川 宜樹
補
- 6 開会時刻 午後4時00分
- 7 付議事件
日程第1 議案第18号 令和6年度使用「海老名市教科用図書採択基本方針」について
日程第2 議案第19号 令和5年度海老名市教科用図書採択資料作成委員会委員の委嘱について
- 8 閉会時刻 午後5時01分

○伊藤教育長 本日の出席委員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成り立ちました。これより教育委員会 5 月臨時会を開会いたします。

傍聴の希望者はございません。

今会の署名委員は、平井委員、濱田委員にそれぞれよろしく申し上げます。

○伊藤教育長 それでは、本日の審議事項は 2 件でございます。令和 6 年度の海老名市立小学校で使用する教科用図書の採択に係る案件 2 件でございますので、皆さんよろしく申し上げます。

日程第 1、議案第 18 号、令和 6 年度使用「海老名市教科用図書採択基本方針」についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 それでは、資料 1 ページをご覧ください。議案第 18 号、令和 6 年度使用「海老名市教科用図書採択基本方針」についてにつきましてご説明申し上げます。これは、令和 6 年度使用「海老名市教科用図書採択基本方針」について、議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、令和 6 年度使用「海老名市教科用図書採択基本方針」を決定したいためでございます。

詳細につきましては教育支援課長よりご説明申し上げます。

○教育支援課長 資料 2 ページをご覧ください。令和 6 年度使用「海老名市教科用図書採択基本方針」について、1、概要、県の「令和 6 年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針」を踏まえ、令和 6 年度の小学校教科用図書の「海老名市教科用図書採択基本方針」を定めたものでございます。

2、海老名市教科用図書採択基本方針、別紙のとおりとありますが、次の 3 ページにございますので読み上げさせていただきます。令和 6 年度使用「海老名市教科用図書採択基本方針」について、海老名市教育委員会は、令和 6 年度から使用する教科用図書の採択基本方針を、次のとおり定める。「海老名市教科用図書採択基本方針」、令和 6 年度の小学校教科用図書は、神奈川県教育委員会が定める「令和 6 年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針」に基づき、海老名市教育委員会が設置した海老名市教育委員会が設置した海老名市教科用図書採択資料作成委員会の報告を資料とし、種目ごと 1 種の教科用図書について海老名市教育委員会が採択する、とございます。

戻りまして、2ページの3番、資料です。(1)から(4)までの資料を今日をご用意させていただきます。 (1)については、先ほど説明しました神奈川県の方針でございます。(2)、(3)、(4)については国からの通知及び結果でございます。後ほどこれにつきまして説明申し上げます。

4、その他です。採択する教科用図書等、令和6年度使用小学校教科用図書についてでございます。採択にかかわる日程は以下のとおりでございます。

引き続き、資料(1)令和6年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針（神奈川県）の通知についてご説明させていただきます。資料4ページをお開けください。この4ページから14ページまでが神奈川県の教科用図書採択方針になっております。

まず、資料5ページの採択方針について、抜粋して読み上げさせていただきます。神奈川県教育委員会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づき、令和6年度において使用する教科用図書について、市町村の教育委員会の行う採択に関し、その基準等を定めるとともに、採択方法について、神奈川県教科用図書選定審議会の答申に基づき、次のとおり定めるとございます。これを受け、海老名市は、県の方針に基づいて採択を進めていくこととなります。

次の通し番号、通しページの6ページ以降につきましては、必要箇所を幾つかピックアップしてご説明させていただきます。

大きい1番、6ページになります。令和6年度義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択について、(1)、小学校において使用する教科用図書は、それぞれの「教科書目録（令和6年度使用）」に登載されている教科書のうちから採択することとあります。教科書目録については検定教科書を一覧にしたものでございますので、添付資料として本日お配りしているものでございます。

(2)になります。教科用図書採択地区、この地区につきましては、本市、海老名市が単独で採択するというので、海老名市のことを言っております。教科用図書選定審議会等、こちらの審議会については、本市においては、先ほど申し上げました教科用図書採択資料作成委員会のことを指しております。

そして、少し下に行きますが、(4)です。採択権者については教育委員会、皆様方ということになります。

続いて、7ページをご覧ください。先ほど申しましたが、本市は本市単独で教科用図書を採択している地区でございますので、この大きい3番が該当することになります。1行

目にありますが、採択地区に審議会等を置くことが望ましいということで、こちらについては、先ほど申し上げたとおり、採択資料作成委員会のことを指しております。

続いて、8ページをご覧ください。大きい5番でございます。令和6年度使用小学校、義務教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点についてということで、神奈川県から、以下に示すように教科・種目に共通な観点、そして、次ページ以降、14ページまで、各教科ごとの観点が細かく示されています。採択に当たっては、これらの観点を踏まえ、採択していただくことになっております。特に、例えば9ページでございますが、9ページの(エ)の分量・装丁・表記等をご覧ください。内容そのもの以外に、各内容の分量とか、体裁がよく、児童が使いやすいようなですとか、その下、児童が理解しやすいような工夫や配慮といった児童目線での観点も通知されているところでございます。

15ページから、国の教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）という資料が添付されております。こちらについても、何点か、ポイントをご説明させていただきます。16ページをご覧ください。教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）でございます。上から6行目から読ませていただきます。教科書採択は、これらの採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で、公正性・透明性に疑念を生じさせることのないよう適切に行われることが必要であることはもとより、採択権者である教育委員会や学校長は、採択結果やその理由について、保護者や地域住民等に対して説明責任を果たすことが重要となりますとあるように、教科書採択については公正確保の徹底が常に求められているところでございます。

17ページからは、公正確保の徹底等についての細かな注意点が書かれているところでございます。具体的な部分で2か所ほど説明させていただきます。21ページをご覧ください。ただけですしょうか。(5)過大な宣伝活動等への対処についての(ア)の丸2つの下の辺りです。各教科書発行者に慎むよう求めている過大な宣伝活動等、とございますが、その中の中点2つ目「採択関係者の自宅訪問は一切行わないこと」ですとか、続いて23ページ(6)の(イ)、文部科学省は、教科書発行者に対し、採択関係者に対して、金銭その他の利益の供与またはその申出は絶対に行わないように指導している等々、具体的な留意事項も記載されているものでございます。ここまでが資料(1)、(2)までの説明になります。

続いて、文部科学省からの資料(3)令和6年度使用教科書の採択事務処理について（通知）についてご説明させていただきます。通しページでいきますと40ページになります。こちらにつきましても教科書採択の事務的な処理の流れと日程的なもの等について説明がなさ

れている通知になっております。

41 ページの一番上、大きい1番の(1)小学校用教科書の採択についてというところでは、本年度、令和5年度は、令和6年度使用教科書の採択というところが説明されております。

続いて、42 ページをご覧くださいと思います。日程的なものでございますが、42 ページの下、大きい2番の(1)教科書の採択期限についてというところで、次の43 ページまでに記載されておりますが、前年度、すなわち今年度、令和5年度の「8月31日までに行わなければならないとされている」ので、これに基づき採択の事務を進めていただくこととなります。

続いて、45 ページをご覧くださいと思います。上から5行目辺りでございます。教科書見本について記載がありますが、委員の皆様方には教科書見本をお渡しして、内容について検討していただく予定でおりますのでよろしくお願いいたします。

そして、教科書展示会及び教科書センターについて、大きい4番になります。教科書の展示については、45 ページの(2)になりますが、県が行う展示会も予定されております。46 ページをご覧ください。(4)その他教科書展示会についてというところで、本市におきましても広く住民の方が参加できるような展示会を計画しているところでございます。

そして最後に、資料(4)の小学校（令和4年度教科用図書検定結果）という部分につきましては、通しページの50 ページに一覧表で出ているところでございます。発行者名、そして冊数等が一覧表になっているところでございます。

そして、51 ページには、今回採択をお願いする令和6年度使用小学校教科用図書の一覧があります。国語、書写、社会、地図、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、保健、英語、道徳の13種目でございます。教科用図書採択事務においては、教科のことを種目という呼び方をしますが、13教科というふうに読み替えていただければと思います。

採択にかかわる日程については、そこにあるとおりでございます。

説明は以上とさせていただきます。

○伊藤教育長 今説明がありましたが、基本方針ということで、神奈川県のもの、教科書採択に係る文部科学省の通知等を説明していただきました。皆さんからご質問、ご意見等あればお願いいたします。

○武井委員 (2)採択にかかわる日程なのですが、教科用図書採択資料作成委員会というのは、基本的には、例えばここに載らないような回数、会議を重ねて議論して、調査員会の際にそれを発表するような感じでよろしいのか、この会議の回数だけで調査するの

か、少し教えていただきたい。

○教育支援課長 資料作成委員会については、計画に基づいて調査会を2回行います。そして、その内容についてまとめたものを教育委員会に報告するような形になっています。

○教育部理事 補足いたします。採択資料作成委員の方々は2回の会議で資料をまとめてくださるのですが、とてもではないですが、全ての教科書の全てのページを調査することは無理なので、採択資料作成委員会の中で、さらにその下部組織として調査員会というものを設けることを前回の採択の際もしております。その調査員会というのは、海老名市だけで人数を出すのが難しいので、4市合同で約80名程度、学校の教員が集まりまして、その教員については、話し合いは四、五回集まって行いますし、自宅に教科書見本本を持ち帰って、もう毎日のように教科書を研究して、その結果を採択資料作成委員会に報告するような仕組みを取っています。

○伊藤教育長 50ページ、先ほどの説明で、今年度というか、令和4年度採択で検定が通った教科書で、国語なら3つの発行者があるということで、これでいくと、これだけの教科書を皆さんで見ただくことになるということです。生活科は7つ合格点数があるということなのですか。

○教育支援課長 この点数は、教科書の受渡しの事務的な数え方で、例えば国語の東書の合格点数3点というのは、1、2年生の教科書で1点、3、4年生で2つ、5、6年生で3つというセットで数えるということで、ちょっと分かりづらいのですが、合格の優劣を表すとか、そういうものではなく、事務的な数え方です。

○伊藤教育長 1個1点という点数ですね。では、冊数はどうですか。

○教育支援課長 例えば東書でいうと、4年生までは上下巻で二四が八で8冊、5年生と6年生は上下巻に分かれないので、東書の冊数としては、国語は合計10冊という数え方です。非常に分かりづらいのです。

○伊藤教育長 いいのですが、教育委員さん方には32冊行くのですね。

○教育支援課長 そうですね。

○教育部理事 国語だけで。

○伊藤教育長 国語だけで32冊来るということでしょうか。算数なんて59冊。

○武井委員 すごいですね。検定を合格した教科書というのは、必ず教科書採択の中の選考に入れなければいけないのですか。

○伊藤教育長 検定した教科書の中から選ばなければいけないということだから、それが

対象になるから、全部見なければいけない。

○武井委員 そうですね。合格しているのだから対象にはなると。

○伊藤教育長 全部で 259 冊ですね。

○濱田委員 1 点だけ、お聞きします。今年度の教科書と替えて採択することは問題ないという表現がどこかにあったと思ったのですが、何でそういう表現にするのか、何か理由があるのですか。

○教育部理事 41 ページの中になります。

○伊藤教育長 これですね。令和 4 年度に採択したものと異なる教科書を採択することができること。

○教育部理事 逆に中学校は同一の教科書を採択しなければいけない。小学校用教科書の採択については、ここで教科書を替えてもいいということでございます。実は教科書の採択自体は毎年やっていただくものなのですが、4 年に 1 回、採択替えという年がございます。来年度使用教科書ですね、小学校はここで採択替えが行われるので、替えても良いです。しかし、中学校は採択替えの年ではないので、毎年の採択をするときに、令和 4 年度に採択したものと同一の教科書を採択しなければいけないという、ここがワンセットで説明になっておりますので、強調する意味で、小学校のほうは異なる教科書を採択することができますよと書いてあるのかなと思います。

○伊藤教育長 来年は、小学校は同一の教科書を採択しなければならないと書いてあるのです。来年、中学校は異なるものでも大丈夫、その次の年は、両方とも同一の教科書を採択しなければならないということになっております。去年も同じ教科書で教科書採択をしました。使っていて支障があったり、教科書会社に問題があったり何かしたときは、文科省から採択替えを許可するような形で出ますが、それがなければ同じ教科書をということですよ。

○濱田委員 だから、あえてこういう表現を使うのですね。

○伊藤教育長 時々挿絵の手がないような表現になっていたとかなにかで、教科書会社がそれを変更する場合もあるし、検定の際に気がつかないものがあったりもするのです。あとは学習指導要領というよりも、法的な中身のものを急遽改正するときがあるのですよ。例えば、国の領土とかなにかが変わったとか、表記が変わるときにはそれを変えなければいけないのですよ。そのときは急遽、やりました。今までだと、道徳が教科化されて急に教科書が入りましたし、英語のときも、教科化されて、それだけ採択してくださいという

場合もありました。大体4年に一遍のサイクルでいくのですが、来年は、小学校は替えて良いですが、中学校は同一のものを採択しなければいけないということがあえて書いてあるということですね。

○濱田委員 分かりました。

○教育部理事 ちなみに、先ほど説明では少し飛ばしましたが、特別支援学級の児童生徒についても、一般図書と言われる、全く検定の教科書以外の図書を使用することが認められているのですが、それについては、毎年採択という形でこの中から選んでいいですよというものを皆様に決めていただくことになります。

○伊藤教育長 具体的には個々の状況に応じてなので、これで決定していいですよということで、同一の教科書会社では決められないので、それを許しますよという採択の仕方になります。

○平井委員 今、一般図書の話題が出たのですが、一般図書の展示というのは行われているのですか。冊数がすごく多いですよ。前のときはあったのですが、今現在はどのようなのですか。

○教育部理事 一般図書の展示については、県央教育事務所で5月に1度展示をするのですが、膨大な中から一部分を抜粋して展示しているという状況がございますので、海老名市の支援級の担任の先生方が本当に全部見られるのは、7月20日を過ぎてから総合教育センターに行くと全ての一般図書が見られます。相当数、何千冊だと思うのですが、見ることができるので、ぜひそこで行って見てほしいということを伝えています。7月20日と申しますのは、実はその数千冊の本を部分部分、いろいろな市に貸し出して、市というか、地区ですね。県央地区にはこの数百冊を貸し出しますとか、分けて貸し出しているのので、それが全て戻ってくるのが大体夏休みに入った頃ということで、全てを見るには今はその方法しかないかなというところがございます。申込みをすれば、総合教育センターで準備しておいてくれて、すぐに見ることができるようになっています。

○伊藤教育長 図書目録でやるから、結果的には実際に見ることがないので、ネットとか、そういう調べる方法の中でということになりますよね。それで実際確かめて、その子に合っているかということだと思っております。その目録も、この後、教育委員さん方には、見本本としては来ないですけども、資料としては提示いたします。

ほかにはいかがですか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、令和6年度使用「海老名市教科用図書採択基本方針」について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第1、議案第18号を原案のとおり可決いたします。

○伊藤教育長 続きまして、日程第2、議案第19号は、海老名市教育委員会会議規則第18条第1項第4号（会議を公開することにより教育行政の公正又は円滑な運営に著しい支障が生じるおそれのある事項）に該当する案件のため、会議を非公開にしたいと思います。

それでは、会議の非公開について採決を行います。本件について会議を非公開とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第2、議案第19号を非公開とします。

(非公開事件開始)

(非公開事件終了)

○伊藤教育長 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしましたので、教育委員会5月臨時会を閉会いたします。